

はお早めに

日~3月15日です
18日~3月15日です)



所得 税

所得税の確定申告と市県民税・個人事業税の申告時期が近づきました。窓口での受け付けは、2月18日(月)から3月15日(金)までです。期限間近になると窓口が混雑してきます。申告は、早めに準備してできるだけ早くすませましょう。所得税、市・県民税の納税には口座振替が便利です。

給与所得者の場合

大部分の人は、年末調整を行つたため申告をする必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

給与の年収が二千万円を超える

給与と所得、退職所得以外の所得合計額が二十万円を超える

二カ所以上から給与をもらっている人で、年末調整されなかった給与と収入金額と、給与と所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える

以下の場合には市・県民税の申告が必要です。

所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

平成十三年の途中で退職し、再就職していない場合

災害、盗難などの損害を受けた場合

けた場合(雑損控除)や、多額の医療費を支払った場合(医療費控除)など

住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合(住宅借入金等特別控除)

年末調整後に配偶者の所得や扶養家族数に変更があった

還付申告は一月から受け付けています。還付金の受け取りは、銀行などの預金口座(本人名義の口座に限る)への振込をご利用ください。

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期間内に申告と納税をすませましょう。なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税や個人事業税の申告をする必要はありません。確定申告が必要な人は次のとおりです。

一般の人の場合

平成十三年中に商業、農業などを営んでいた人、地代・家賃などの不動産収入のある人、土地や建物、株式を売却した人などで、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多い場合は必ず申告してください。

所得控除の方が多い場合は、市・県民税の申告が必要です。

所得税・市県民税控除額一覧表

	所得 税	市 県 民 税	摘 要	
基礎控除	38万円	33万円		
配偶者控除	一般	38万円	昭和7.1.1以前生まれ	
	老人	48万円		
	障害者 同居特別者	一般 73万円	同上	
	老人	83万円		
配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	{ 合計所得金額が1,000万円以下の人の配偶者	
扶養控除	一般	38万円	{ 昭和54.1.2生~昭和61.1.1生まれ	
	特定	63万円		
	老人	48万円	昭和7.1.1以前生まれ	
	同居老親	58万円		
	同居特別障害者	一般	73万円	{ 昭和54.1.2生~昭和61.1.1生まれ
		特定	98万円	
老人		83万円		
同居老親	93万円	68万円	昭和7.1.1以前生まれ	
障害者控除	普通	27万円	同上	
	特別	40万円		
老年者控除	50万円	48万円	{ 昭和12.1.1以前生まれ	
寡婦(夫)控除	一般	27万円	{ 合計所得金額が1,000万円以下の人	
	特別寡婦控除	35万円		
勤労学生控除	27万円	26万円	{ 合計所得金額が65万円以下の人	
雑損控除	同 額		{ 支払金(各種給付金控除後)から10万円または総所得金額等合計額の5%いずれか少ない額を引いた額	
医療費控除	同額(最高200万円)			
社会保険料控除	全 額			
小規模企業共済掛金	全 額			
生命保険料控除	最高5万円	最高3万5,000円		
(個人年金分)	最高5万円	最高3万5,000円		
損害保険料控除	最高1万5,000円	最高1万円		
寄付金控除	限度額有	共同募金会十団 赤支部十団・市		

なお、今後税制改正により税率・控除額などが変わる場合があります。